

発議第2号

西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、西予市議会会議規則(平成16年西予市議会規則第1号)第14条第2項の規定により提出する。

令和5年3月16日提出

西予市議会議長 小 玉 忠 重 殿

提出者 西予市議会運営委員会

委員長

兵頭学

提案理由

委員会においてオンライン会議を行うことを可能とするため、本条例の一部を改正するものである。

西予市議会委員会条例の一部を改正する条例

西予市議会委員会条例(平成16年西予市条例第283号)の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第15条の2 委員長は、次に掲げる場合には、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議を開くことができる。

- (1) 災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない事由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合
- (2) 公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める場合

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。